参考:別表1 色彩基準

①色彩チェックリスト【外壁】(面)

(景観計画区域)

- ○計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色 彩を基本とすること。
- ○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよ うに配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。
- 1. ベースカラー(基本色相)について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
ベースカラー (基本色相)	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	_		
	彩度	R・YR系6以下Y系4以下その他2以下		

※ベースカラーとは、建物の基調となる色

2. サブカラー(補助色相)を使用する場合

項目	基準	具体的な内容 (事業者記入)		指導の内容
サブカラー (補助色相)	基本色と同一色相とする。 基本色と類似、調和する色	使用面積計 ㎡		
	とする。 外壁各面で1/3以下の	立面積計 ㎡	%	
	面積とする。	色相		
		明度		
		彩度		

※サブカラーとは基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

3. アクセントカラーを使用する場合

項目	基準	具体的な (事業者 記		指導の内容
アクセント カラー (強調色)	外壁各面で1/20以下 の面積とする。 サブカラーの面積と合計 して1/3以下とする。	使用面積計 ㎡ 立面積計 ㎡	%	

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設 として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合

参考:別表2 色彩基準

②色彩チェックリスト【外壁】(面)

(景観形成促進区域)

- ○計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色 彩を基本とすること。
- ○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよ うに配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。
- 1. ベースカラー(基本色相)について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
ベースカラー (基本色相)	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	6以上		
	彩度	YR系4以下R・Y系3以下その他2以下		

※ベースカラーとは、建物の基調となる色

2. サブカラー(補助色相)を使用する場合

項目	基準	具体的な内容 (事業者記入)		指導の内容
サブカラー(補助色相)	基本色と同一色相とする。 基本色と類似、調和する色 とする。 外壁各面で1/3以下の 面積とする。	使用面積計 ㎡ 立面積計 ㎡ 色相 明度 彩度	%	

※サブカラーとは基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

3. アクセントカラーを使用する場合

項目	基 準 具体的な内容 (事業者記入)		指導の内容	
アクセント カラー (強調色)	外壁各面で1/20以下 の面積とする。 サブカラーの面積と合計 して1/3以下とする。	使用面積計 m ² 立面積計 m ²	%	

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設 として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合

参考:別表4 色彩基準

③色彩チェックリスト【外観】(面)

(景観形成地区(工作物/高さが15mを超えるもの))

- ○計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色 彩を基本とすること。
- ○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないよ うに配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

1. ベースカラー(基本色相)について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
ベースカラー (基本色相)	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	6以上		
	彩度	YR系 4以下 R・Y系 3以下 その他 2以下		

※ベースカラーとは、建物の基調となる色

2. サブカラー(補助色相)を使用する場合

項目	基準	具体的な内容 (事業者記入)		指導の内容
サブカラー (補助色相)	基本色と同一色相とする。 基本色と類似、調和する色とする。 外壁各面で1/3以下の面積とする。	使用面積計 ㎡ 立面積計 ㎡ 色相 明度 彩度	%	

※サブカラーとは基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

3. アクセントカラーを使用する場合

項目	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
アクセント カラー (強調色)	外壁各面で1/20以下 の面積とする。 サブカラーの面積と合計 して1/3以下とする。	使用面積計 m² 立面積計 % m²	

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合

④色彩チェックリスト【外観】(面)

(景観形成地区(工作物/高さが15m以下のもの))

- ○計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色 彩を基本とすること。
- ○外壁については、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちな み景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。
- 1. ベースカラー(基本色相)について

項目	属性	基準	具体的な内容 (事業者記入)	指導の内容
ベースカラー (基本色相)	色相	R・YR・Y・G・B・ P系ほか		
	明度	_		
	彩度	YR系6以下R・Y系4以下その他2以下		

※ベースカラーとは、建物の基調となる色

2. アクセントカラーを使用する場合

項目	基 準 具体的な内容 (事業者記入)		指導の内容	
アクセント カラー (強調色)	外壁各面の面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。	使用面積計 ㎡ 立面積計 ㎡	%	

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合 (公共又は公益的施設) 又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合